# 平成20年4月1日から、 国民健康保険制度が改正されました。

○医療機関等の窓口で支払う一部負担金の負担割合が、次のとおり改正されました。

- 1.3歳以上義務教育就学前(6才に到達した日以後の最初の3月31日)までの幼児の一部負担割合が、「3割」から「2割」に引き下げられました。
- 2. 70歳以上75歳未満の方(現役並み所得者でない方)の一部負担割合が平成20年4月から「2割」になる 予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの間、「1割」に据え置くことになりました。

#### 改正前

<b>以</b> 上的			
対象被保険者		負担割合	
3歳未満		2割	
3歳~70歳未満		3割	
70歳以上 75歳未満	一般	1割	
	現役並み所得者	3割	

### 改正後

対象被保険者		負担割合
義務教育就学前		2割
義務教育就学後~70歳未満		3割
70歳以上 75歳未満	一般	1割
	現役並み所得者	3割

現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保被保険者または後期高齢者医療制度 で医療を受ける方がいる方のことです。

○高額医療・介護合算療養費制度が創設されました。

医療費の支払いが高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、医療保険、介護保険それぞれ月々の負担限度額適用後の額を合算した額が、1年間の負担限度額(8月から翌年7月までの年額)を超えた部分が、申請により高額医療・介護合算療養費として支給されます。

○退職者医療の対象年齢が、75歳未満から65歳未満に引き下げられました。

#### 詳しくは、担当窓口にお尋ね下さい

市役所保健部保険課(豊玉)0920 (58) 1118南福祉保健センター(厳原)0920 (53) 6111北福祉保健センター(上県)0920 (84) 2313美津島支所住民生活課0920 (54) 2271峰支所住民生活課0920 (83) 0304上対馬支所住民生活課0920 (86) 3112



# 廃棄物対策課コーナー

ドラム缶などでのごみ焼却は法律違反です。

### ~パトロール結果のお知らせ~

廃棄物対策課に寄せられるお電話で最も多いのは、違法なごみ焼却に関することです。「近所でごみを燃やしている人がいるのでやめさせてほしい」「煙やにおいで洗濯物が干せない」など、多い日には1日に3件ほど意見が寄せられ、

その都度現場に出向き、違法焼却をやめるよう指導しますが、このような行為はなかなか減りません。

廃棄物対策課では昨年度に対馬保健所、各支所住民生活課と共同で、違法なごみ焼却を減らすためのパトロールを実施いたしました。支所から寄せられたパトロール結果の一部を紹介します。

A地区 40世帯中27世帯がドラム缶などを自宅周辺に設置。また地面で焼却している悪質な事例もありました。

B地区 30世帯中27世帯がドラム缶などを自宅周辺に設置。焼却物の 多くは、家庭ゴミ(菓子・食品等の袋、雑誌・新聞など)で中には、 漁具や漁網と思われるものもありました。



直接燃やした跡